

令和3年度 政務活動費支出整理簿

領収書添付用紙

経費項目 *該当費目に○をつけてください。

整理番号 1

調査研究費	
視察研修費	
広報費	○
広聴費	
資料作成費	
資料購入費	
事務費	

【内容説明欄】
郵送料 活動報告郵送費

【領収書等添付欄】

領収書

市長様

[別納引受]	
区内特別特(定)BC	23.0g
@70 650通	¥45,500
小計	¥45,500
第一種定形	23.0g
@84 86通	¥7,224
小計	¥7,224
郵便物引受合計通数	736通
課税計 (10%)	¥52,724
(内消費税等)	¥4,793
非課税計	¥0
合計	¥52,724
お預り金額	¥60,000
おつり	¥7,276

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年8月2日 12:38
担当：[REDACTED]
発行No. 210802A8017 端N04箱10
連絡先：西東京郵便局
TEL:0570-943-745

【留意事項】

- この用紙は、該当経費の
す。ホームページ等で
てください。
- この【留意事項】を覆

領収書

市長様

[別納引受]	
区内特別特(定)BC	14.5g
@70 644通	¥45,080
小計	¥45,080
郵便物引受合計通数	644通
課税計 (10%)	¥45,080
(内消費税等)	¥4,098
非課税計	¥0
合計	¥45,080
お預り金額	¥45,080

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年10月17日 14:10
発行No. 211017A2983 端P60箱70
連絡先：西東京郵便局
TEL:0570-943-745

領収書

市長様

[別納引受]	
区内特別特(定)BC	14.5g
@70 643通	¥45,010
小計	¥45,010
第一種定形	
@84 76通	¥6,384
小計	¥6,384
郵便物引受合計通数	719通
課税計 (10%)	¥51,394
(内消費税等)	¥4,672
非課税計	¥0
合計	¥51,394
お預り金額	¥52,000
おつり	¥606

領収書

市長様

[別納引受]	
第一種定形	14.5g
@84 86通	¥7,224
小計	¥7,224
郵便物引受合計通数	86通
課税計 (10%)	¥7,224
(内消費税等)	¥656
非課税計	¥0
合計	¥7,224
お預り金額	¥10,000
おつり	¥2,776

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年10月17日 13:45
発行No. 211017A2980 端P60箱70
連絡先：西東京郵便局
TEL:0570-943-745

領収書を貼付けていただくもので
は重ねて貼付けしないようにし
ます。

— 納得できる未来は情報の徹底公開から —

地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。

森てるおの拡声器!

第73号

(年4回発行)

2021年7月



E-mail
mori@moriteruo.com

事務所 西東京市中町 2-8-11-102

TEL : 090-8876-9926

FAX : 042-439-9434

汚い選挙。西東京市長選挙、その後

西東京市長選挙では、選挙の最終盤に池澤たかし候補（当時）の応援団体（確認団体）が発行した法定ビラ2号に関連して、本会議場での池澤市長の謝罪があり、また、市民により選挙無効の申し出、選挙違反の告発等が行われています。

法定ビラ2号は、ゆがめた事実や、虚偽の事実を公けにしたものであり、このビラが選挙の公正さを妨げ、ビラがなければ1514票差の選挙結果は変わっていた可能性がある、選挙はやり直されなければならないというのが市民による選挙無効の申し出です。また、そもそも虚偽事実の公表や、あるいは事実をゆがめての公表は刑事罰を伴う選挙違反であり、関係者は処罰されなければならないとして、刑事告発も行われています。

市長の謝罪は6月議会冒頭で行われ、「法定ビラ2号」について平井竜一候補、支援者、不快に感じた市民、自分の支援者に対して謝罪の言葉を口にしました。しかし、私には2号ビラの何を謝ったのかわかりませんでした。発行主体の確認団体はだんまりを決め込み、その周辺、関係者は非を認めていないばかりか、反対に正当性を主張しています。依然としてこの団体と池澤市長との関係は変わらず、今後も応援団体とするようでは、何も謝っていないとみなすほかありません。

異議の申し出に対して、市長自らが問題があると考えているビラについて、市選管、都選管はともに問題がないとの結論を示しました。選管自体が法網を潜り抜けられてしまったことへの責任逃れをしているように見えます。法の執行者としてはあまりにもお粗末です。都選管の決定を高裁に提訴することで、法の番人、司法の判断を得たいというのが市民の意思になっています。

なぜ、追及を続けるのか

先日、こうした市民の行為が「落選した人の擁護をしているように見える」と指摘したメールをいただきました。しかし、私も市民も、西東京市に限らず、二度とこのような汚い選挙、恥ずかしい選挙をさせたくないと考えています。「法定ビラ」という名称で怪文書まがいの文書を公然と出せたりしたら、対立候補への誹謗中傷はとどめることができます。いただいたメールのように考えて追及をやめたら、成功体験を味わった者たちは行為を改めたりしないでしょう。

昨年の京都市長選挙、目黒区長選挙そして西東京市長選挙で自民党側の陣営が汚い選挙の「成功体験」を重ねています。しかし、大勢の市民の皆さんのが汚い選挙を仕掛けた陣営に投票しなければ、そして成功体験が失敗体験になれば、汚い選挙はなくなります。西東京市民の異議申し出、告発が今のところ、汚い選挙の再来を押しとどめています。あきらめないで、続けることが必要です。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

他行からの振込口座番号：〇一九店 (019) 当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。

隠蔽体質

この数年、事務処理の不手際が相次ぎ、議会が厳しく叱責することが度重なっている。昨年の介護保険料の誤請求問題では市長、副市長、教育長が減俸になったことは記憶に新しい。ところが、これに類する不手際で議会に報告されない事態が相次いで発生している。

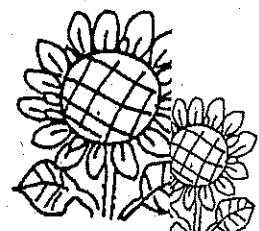
昨年6月には公園の指定管理を行なっている会社が、法律違反の不正を行なった。市は部署が違うとして不間に付したが、会社が入札停止などになれば、部署に関係なく会社全体に及ぶ。事実調査を国土交通省が行なっている。そんな中、市は直後に新しい指定管理者を選定する入札の募集を行なった。この会社は入札を見合せ、関連子会社が入札に参加している。親会社が参加できないのは当然だ。この件は国土交通省が調査結果を公表したのちの3月議会で議員が指摘するまで報告されなかつた。その間に、情報がないまま新しい指定管理者との契約議案が議会で可決、成立している。議会には秘密にしたとしか言いようがない。

また、前述の介護保険料の誤請求に関連して、保険料の請求書の送付を見合せていた99人に督促状を送ってしまうという不手際があつた。その中には督促状を見て払ってしまった人が20人もいた。この時も、発生後、該当する市民宅を訪問し終えた直後に、誤請求のその後の経過を聴取する委員会が開かれた。それにもかかわらず報告されなかつた。これも、6月議会で議員が指摘して始めて明らかになつた。

いずれも、当副市長であった池澤市長には逐一報告して指示を仰いでいる。これを隠蔽体質と言わずして、何と言えばいいのか。池澤市長になって改善するのだろうか。

ワク

新型コロナウイルスワクチンは、むしろ「こんなもの」相次ぐ変異株の出現でそもそもワクチンは予防とは認められておらず、疑的にならざるを得ない接種する人が増えるに人たちへの同調圧力が強



不可解な補助金

西東京市発足以降20年にわたって追及してきた、勤労者福祉サービスセンター補助金について、市はやっと課題があることを認めて改善を行うと意思表明を行つた。

この補助金は運営費補助を謳いながら、実際はセンター職員の人事費を丸抱えて肩代わりするものであった。庁内では人員の適正化などと言いながら、市外に市の費用で職員を雇用する形になっている。それほど大きな事業を抱えているのかと言えばそうではない。

中小規模事業主が独自に実施できない福利厚生事業をセンターが肩代わりして行うということになっているのだが、会員数は1500人を切り、会費収入は900万円余しかない団体である。補助金は毎年1200万円ほど、そのほとんどが人事費に充當される。900万円の事業を1200万円の人事費を使って行うこと自体がいびつなのに、20年間この状態が継続してきた。

私は一度解散し、事業費に見合った体制で事業を再構築すべきと進言してきたのだが、今まで実現してこなかった。しがらみというしかない現状を果たして変えることができるのか、懐疑的にならざるを得ない。



チン接種

クチンの接種が進行している。西東はないが、順調に推移しているよう約が「徹底したコロナ対策」で、事ン接種しかないという状態の中で？」と感じてしまう。

ワクチンの効果に疑問が出たり、効果や他人に感染させない効果なワクチンに偏ったコロナ対策には懷

」をがって、接種しない、できないまる。「任意接種」と強調したい。

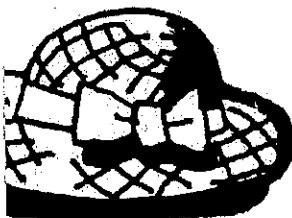
水騒動

議会での会議場への水の持ち込みについては特に規定がない。そこで、田村議員が予算委員長の許可を得て飲料水を持ち込んだ。ところが、この水の持ち込みの可否が問題となり、予算審査が長時間ストップすることになった。定めにないことの判断は委員長の議事整理権の範囲内だと考えるが、それで取まらないのが西東京市議会。ただ、話し合いで解決しようというのは、姿勢として評価していい。その日は委員長が許可を撤回し、後日改めて議論しようということに落ち着いた。

その経過を田村議員がSNSで報告したところ、それを見た市民が自分の見解を含めて感想を述べた。その見解に憤りを覚えた議員が田村議員にSNSを削除しろ、市民のSNSの書き込みを削除せよと要求し、翌日の冒頭から、またまた審議が止まってしまった。

SNSへの書き込みは議員の責任で行う日常活動であり、事実の歪曲や法律違反でもない限り、議会の中で問題にされる性格のものではない。ましてや市民の書き込みを削除せよと要求するほうがどうかしている。こんな問題で議会審議を夕方まで止めることなど許されるべきものではない。前日と当日、合わせて10時間もの審議時間が浪費された。

水の持ち込み問題はまだ解決していない。他市の議会では持ち込みを認める、あるいは規制しないところが多く見られる。水の持ち込み、私は制限すべきではないと考える。



オリンピックの中止を求める

コロナ感染症はとどまるところを知らず、緊急事態宣言が開催期間中出続ける中でオリンピックが強行開催された。商業主義に毒され、IOCを含む一部の者が公共資金のバラマキで利益を得る「祭典」に、いかなる形容詞を付けたところで大義はない。生活格差を拡大させこそそれ、縮小させることはできず、誘致することそのものが時代遅れだった。さらに加えて、コロナ対策が急がれる昨今、オリンピック開催の意義も皆無になった。関係者の性善説に期待したコロナ対策では最悪に備えることはできない。感染拡大を防げるわけがないと考える。三多摩の議員たちで開催中止を求めてきた。市議会に中止の議案を出したが否決された。

改めて東京でのオリンピックは開催すべきではない、今からでも遅くない、すぐにも中止することを求めたい。

選挙制度はこのままでいいのか

2月の市長選挙、7月の都議会議員選挙、そして秋には必ずある総選挙。地方選挙も含めて政権党を脅かす選挙結果にならなければ、市民の声を聞こうとしない今の政治は変わらない。政権交代とまでは及ばなくとも、自民党・公明党が、政権から転がり落ちるかもしれないと恐れを抱いたときに、市民の声に耳を傾ける政権が生まれる。自民党の得意技は、政権維持のためには野党の政策でもパクるということ。そうしても政権の座に居さえすれば、利権にありつける。おこぼれにあづかることができる。

大切なことは政権をフリーハンドにさせないこと、白紙委任と思わせないこと。今の政権は、選挙をやったら勝てるから、何をやっても許されると思っている。議会政治で大切なことは、どのようにして民の声を聞かせるかということに尽きる。民の声の反映を競って民にすり寄る政権にしていく。

7割、8割の反対がある政策を次から次に実行する政府っておかしいだろう。何をやろうとも選挙に勝てると思っているから、そんなことができる。50%の投票率で投票数の50%以上の票を取れば政権に届く。有権者の25%だ。小選挙区制の選挙制度がさらに拍車をかける。候補者が3名だと、3分の1以上の得票で他候補を凌駕すればいい。有権者の17%もあればいいことになる。棄権もそれを加速する。

今や、単独政党が政権を握れる時代ではない。だから、市民の多様な声がそのまま議会の議席数に反映する選挙制度にしなければならない。そして、いくつかの政党が連立して、連立政策を政権として実行する。そんな選挙制度は完全比例代表制しかない。政権を取らなければ制度変更はできないが、現行制度で政権を握った勢力が、制度変更をするものだろうか。もっと策が必要だと思う。

森の談話室 ご参加ください

「森の談話室」は、新型コロナウイルス感染症による4度目の緊急事態宣言の最中、宣言の最終日ではありますが、下記の通り開催します。

日 時 8月22日（日）午後2時～4時30分

場 所 コール田無4階 会議室A



あとがき

2月の市長選挙後の臨時議会、その後の第一回定例会（3月議会）などのご報告ができませんでしたこと、お詫びします。市長選挙での池沢たかし候補（現市長）の確認団体（応援団体）による「怪文書」（法定ビラ第2号）に関する見解をミニビラにして発行しました。配布するのに時間がかかり、3月議会のご報告は発行を見合せました。発行しても配布する時間が取れないと判断したものです。お待ちくださっていた方には申し訳ありませんでした。

第2回定例会（6月議会）のご報告についても、都議会議員選挙に影響されて、今日までずれ込んでしまいました。この点についてもお詫びします。

議会報告ということでは、市民の皆さんのが会を作り、傍聴報告をされており、大変好ましいものと評価しています。さらに広がっていくことを望みます。

今回の「森の談話室」はコロナ緊急事態宣言下での開催になってしまいます。感染予防には最善を尽くしますので、足をお運びください。

今後のことも考え併せて、議会の意味、議員の役割、市民の皆さんの関わりなど、「森の談話室」では、政治全般についての意見交換もしたいと考えています。

— 納得できる未来は情報の徹底公開から —

地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。

森てるおの拡声器!

第74号

(年4回発行)

2021年10月

E-mail
mori@moriteruo.com

市民の目：事務所 西東京市中町2-8-11-102 TEL: 090-8876-9926 FAX: 042-439-9434

新型コロナウイルス感染症とワクチン

新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでいます。私は接種しませんが、希望される方への接種は遅滞なく行ってもらいたいと考えています。そのうえで、接種できない、したくない方々に対して接種の強制に繋がる同調圧力が強まっていることを危惧しています。

非接種者への差別を禁止する条例が8つの県で制定されたそうです。西東京市では接種は任意としながらも、その発信力が弱く、同調圧力などを止める力になっていません。議会では、市長から「強制にわたるようなことはあってはならない」との答弁がありましたが、その後に出された文書では何のメッセージもありませんでした。

ワクチンは感染した後の発症を予防したり重症化を予防したりする効果は謳われていますが、感染を予防する効果までは保障されていません。接種者が感染するブレーカースルー感染と言われる状態が頻発して、3回目の接種（ブースター接種）を推奨する事態も現れています。

市民には情報が必要

ワクチンの効果が感染予防ではなく発症予防、重症化予防に重きを置いたものであるならば、他人のためではなく自分のために接種するものになります。接種するしないの選択が本人に委ねられていて当然です。強制にわたる行為や同調圧力、非接種者への差別は許されるものではありません。

市はそのような行為が発生しないように市民に十分な周知をする必要があります。しかし、むしろ接種を急ぐあまり、そのような行為を助長してしまっているようにさえ見えます。

新型コロナウイルス感染症のわかっている実相、ワクチンの効果と限界、治療等について、市民に正しい情報を伝え、接種は任意であることをしっかりと認識してもらって、希望する市民には遅滞なく接種できる体制を整えるべきです。

ワクチンの効用とされる発症予防、重症化予防は医療体制を整えることで解決することができます。最近では治療薬の治験も進んできており、もはやワクチンだけが頼るべきものではありません。

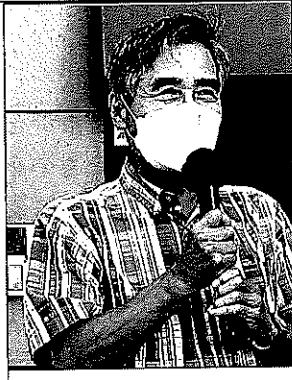
ちなみに、西東京市の陽性者は10月8日時点で多摩地域では5番目に多い4,050名。人口の2%弱です。これで12歳以上の186,000人余りにワクチン接種しようというのは無理があります。

12歳以上に接種するというのも感心しません。20歳代以下の重症化率も死亡率も統計上は0です。一方で副反応は若年者ほど強く出るようです。リスクの少ない病気のためにリスクの高いワクチンを接種するのにどんな理屈があるのでしょうか。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

他行からの振込口座番号:〇一九店(019)当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。



街宣。政権交代を！

隠蔽体質

前号で指摘した、行政の隠蔽体質について、再度質問に取り上げました。

昨年7月の公園の指定管理者を決める入札を目前にした6月に、年度末まで指定管理者となっている会社が、社員に資格取得に必要な経験年数をごまかして資格を取得させていたことが発覚し、国土交通省が調査を始めたことが分かった。

入札には子会社が参加し、一社しか応札がない中で新しい指定管理者に決まった。

「違反したのは公園管理に関係ない部署だ」と説明されて納得し、子会社を「狭い地域に対応した会社」と説明されて納得するなど、企業の言いなりの感は否めない。この件については議会に何ら報告されていなかった。

また、大問題になった介護保険料の誤請求事件の最中、納付書の発行を見合わせていた市民に督促状を送ってしまうというミスが発生した。このミスは、発生直後に誤請求事件の経過報告を求める委員会があつたにもかかわらず、報告がなされなかつた。

不祥事や市長選挙を前にしての事務ミスの積み重ねを隠ぺいしたかったものと推察していたのだが、質疑の結果、どうも報告が必要な不祥事とさえ思っていなかつたように見えた。隠ぺい行為以前に、問題を問題としてとらえる感性がないのではないかと愕然とした。遅滞なく情報を伝えるという市長の約束の今後を見守っていきたい。

西東
池沢
がめた
てを棄
10月
ぞれ提
度を重
異例な
提出す
におい
と感じ
傍聴願
また

総選挙について一言

衆議院の選挙制度が小選挙区制になってから、選挙がつまらなくなつたという声をよく聞く。投票率が下がつているのはそのためだ。小選挙区制を採用した理由は「政権交代を起こりやすくするため」だったはずだが、現実には反対方向に向かつた。死票が増え、投票率は下がり続けている。制度改革は失敗に終わった。

そもそも、価値観が多様化している時代に、二つの大きな政党に多様な意見を集約させること自体が時代遅れだ。多様化した国民の現状をそのまま議員の数に反映できることこそが、現代における選挙制度の在り方だろう。多様な市民の意思と議員数が正しくリンクする、そんな選挙制度にしていくことが、市民の投票行動を喚起することにつながるだろう。だが、今の制度で政権を握つた者が選挙制度を変えることはない。いつの日か、小政党が一致して選挙制度の変更を公約にして政権に就き、制度を変更したうえで再選挙を行うしかないだろう。

比例代表制度の実現を望む。



核兵器禁止条約の

核兵器禁止条約の早期批准（国としての承認）公明党の反対で取り上げられ（採択され）ませ
党が主張しているのと同じような論理の反対討
党理念としていた公明党にはふさわしくあります

いうまでもなく日本は唯一の被爆国であり、す。そのうえ、西東京市は初代保谷高範市長の行っています。自民党公明党は市長を支持して

またその後、『小学校の副読本に「非核・平和するよう求める陳情』が採択され、認められてい

核兵器禁止条約の批准に反対する理由は全く自民党公明党は反対してしまいました。

非核平和都市宣言を支持した西東京市の議員はないでしょうか。

西東京市長選挙のやり直し

市長選挙のやり直しを求めた手続きの進行状況をお伝えします。

たかし候補（現市長）の確認団体が出した法定ビラ第2号が公職選挙法に違反し、選挙の結果をゆとして、市長選挙のやり直しを求めた手続きは、西東京市と東京都の選挙管理委員会が相次ぎ申し立却したために、東京高等裁判所に訴訟を提起しました。

28日に初公判があり即日結審し、判決の期日が指定されました。通常は原告、被告の双方がそれ出文書に求釈明一釈明を行うのですが、それもありませんでした。100日裁判の建前があるので速視したものだと思います。十分な主張をしてありますので、望むところと考えていましたが、さらにつことに、判決前に裁判期日が1日追加になりました。「追加の証拠資料等があれば1週間程度の間にるように」との訴訟指揮がありましたので、その結果を受けてのことだと思います。西東京市長選挙、「逗子（市・市長）」が氏名を類推するものになるかどうかに裁判所の関心があるのかではないかであります。判決の期日・場所は変わらず、11月11日（木）13時55分、東京高裁817号法廷です。います。変更の可能性もありますので、10月14日以降に、森までご連絡ください。

「森の談話室」で結果をご報告します。



批准

を始めた市民の陳情が自民党んでした。公明党が、普段自民論をしていましたが、平和の党を結せん。

核廃絶の先頭に立つべき立場で時代に「非核平和都市宣言」をいたはずです。

「都市宣言」「市民憲章」を掲載します。

ないものと考えますが、なぜか

として、賛成すべきだったので

住民票自動交付機 —廃止で本当に良かったのか—

市民が便利に使いこなしていた住民票等自動交付機の運用が昨年9月で終了した。マイナンバーカードの普及率を高めるために、市民に一時的な不便を強いても構わない、と考えて実行したものと考えられるが、現実にはマイナンバーカードへの移行はそれほど進まず、住民票等の発行を求める人で窓口が混雑してしまった。受け取るまでに1時間待たされたという人も出ている。

自動交付機は製造中止になって部品が切れてメンテナンスが難しくなるというのが表向きの理由だったが、会社は製造中止後7~12年くらいは部品を供給する義務がある。もしもその期間を過ぎたとしても、「7台ある交付機の設置場所を、保谷、田無両庁舎の2台にし、残りの5台は部品取り用に保管することで当面の継続は可能だ」と指摘したものの、廃止が実行された。

市民サービスの低下になると指摘してきたが、サービス低下はマイナンバーカードに切り替えない市民の自業自得だとでもいうのだろうか。設置する際には、職員が対応しなくて済むから経費の削減になると書いていたのに、自動交付機の廃止でメンテナンス費用が掛からないから経費の削減になると反対の説明をする。ご都合主義と言わざるを得ない。

利用していた市民のほとんどが窓口に戻ってしまった今、大幅な経費の増加になっていることは間違いない。

政権交代を願う

衆議院選挙が行われる。安倍・菅政権から岸田政権に代わったものの、自民党・公明党の政治がどうだったのかが問わなければならない。与党として安倍・菅政治を支えたのだから。

安倍・菅政治では様々な疑惑が巻き起こった。森友事件では安倍夫人の関与が取りざたされ、「自分や妻が関与していたら總理も議員もやめる」と発言している。結局役人が違法行為に手を染めて安倍を擁護し、耐えきれなくなった職員が自死に追い込まれた。加計学園問題では獣医学部の新設をめぐってお友達に便宜を図った疑惑がある。桜を見る会では参加費の補填をめぐって、違法行為が指摘された。真相の解明が待たれるが、岸田政権は再調査を拒否し、隠蔽を続けるつもりだ。

安倍・菅の強欲政治、疑惑の政治、不正義の政治から、国民が納得できる、正義の政治へと変革していくことが必要だ。安倍・菅政治に取り込まれていた岸田には出来ない。政権交代を望みたい。

ポスティングは合法！

本年1月、ポスティングをめぐって明快な判決が確定しました。

すでに昨年9月に上告審の東京高裁で確定していましたが、原告が特別上告していたものです。（一審は簡易裁判所でしたから高裁が上告審になります。）

判決内容は『「関係者以外立ち入り禁止」の表示があったとしても、チラシを配布する目的で集合住宅のエントランスホールに立ち入ることは不法行為に当たらず、「チラシお断り」の意思表示がされていても、ポストにチラシを投函することは慰謝料請求に当たらない』というもので、ポスティングを咎めだでする法的根拠が消滅しました。

集合ポストは住民の個々が外に開いた窓口であって、もともと他の人は誰も、その窓口を閉じる権利はなかったのです。それにもかかわらず「迷惑だ」と感じる一部の住民の声を取り入れて、過剰な規制を行ったもので「俺のところに入れるな。隣にも入れるな」と求める理不尽なものでした。

それが通用していたのはビラの投函を違法とする判決が相次いだことが背景としてあります。しかし、違法とされていたのは、集合ポストがあるにもかかわらず居住空間に立ち入ってドアポストに投函した行為であって、その点に関しても今回の判決では、態様が違うと言及されています。

「ビラお断り」の表示がポストに書いてあったとしても、紙1枚の投函は受取の限度を超えないと言われました。入っていてもご容赦ください。ご不要なら捨ててください。ご住所を教えていただければ、次からはお入れしません。できればご覧いただきたいと願っています。

森の談話室 ご参加ください

「森の談話室」は、下記の通り開催します。



日 時 11月21日(日)午後2時~4時30分
場 所 コール田無4階 会議室A

「森の談話室」では、西東京市政だけでなく、他行政の事例や政治全般についてのご意見もいただきたいと考えています。いただいたご意見をもとにして、私がお答えするのみならず、ご参加いただいた方々のご意見をお伺いして、多様な認識を持つことができたらいいなと考えています。どうぞご参加ください。

— 納得できる未来は情報の徹底公開から —

地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。



第 75 号

(年 4 回発行)

2022 年 1 月

E-mail
mori@moriteruo.com



市民の目：事務所 西東京市中町 2-8-11-102

TEL : 090-8876-9926

FAX : 042-439-9434

情報公開の徹底で疑惑をただす

柳泉園組合議会で 28 人の市民から出されていた陳情が、審査されないまま棄却されるという事態が起こった。発端は進行中の住民訴訟に使うために、市民が情報公開を求めたところにある。柳泉園は請求と異なった文書を開示した。ないのだったら不存在と回答するのがルールだ。しかしそれさえも拒否した。開示するとよっぽど都合が悪かったのだろう。正しい文書が出されない中で、高裁判決、最高裁判決が出されて、住民側は敗訴した。柳泉園にしてみれば、してやったりということだったんだろう。しかし、これは住民訴訟の話だ。情報公開の話ではない。



田無駅頭宣伝にて

さて開示されなかつた文書に関して様々な疑惑が残つた。文書はコンサル会社に 330 万円余を払つて作らせることになつてゐた文書で、膨大な量になるはずの文書だ。それを、契約の他の部分で作らせた文書がそれに該当すると言って開示してきた。のちにはその文書の中の 1.5 ページほどが請求文書だと言つてきた。330 万円余りが 1.5 ページに化けた。情報公開審査会は「請求の文書は存在しない」と結論付けたが、1.5 ページでいいものとした。「請求文書がどんなものかは知つたこっちゃない」という趣旨のこととも述べている。

議会の対応は間違つてゐる

そこで議会に対して 100 条委員会を作つて調査することを求めた。約束の成果物がないのにお金を払つて、ないことをごまかしているのは「背任罪」に当たる。また、受け取つたのちに紛失して隠蔽しているのならば「公用文書毀棄罪」に当たる。犯罪だ。議会はこれにビビつたのか、審査そのものを全員一致で拒否した。行政をチェックする議員の風上にも置けない。

拒否の理由は「住民訴訟が終わつてゐる」「この情報公開請求に関する陳情をこれまで 2 回不採択にしている」というものだつた。こどもでもわかるが、住民訴訟と情報公開をめぐつて噴出した不正は全く別の話だ。また以前に出された陳情は、請求文書が存在しないとわかる前のものだ。陳情が求めているものが全く違う。柳泉園議員たちはどんな頭の構造をしているのだろうか。

住民が手弁当で行政を監視しなければならないのは、議会がその役割を果たしていないからだらう。議会の質疑の中で「陳情者に、組合に損害を与えたとして賠償請求できないのか」(小林たつや議員)という趣旨の発言もなされている。住民訴訟制度をどのように理解しているのだろうか。

市民は、行政のみならず議会もしっかりと監視しなければならない。議会と行政がもたれ合うのを許してはならない。市民の厳しい目が求められる。

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

他行からの振込口座番号：〇一九店 (019) 当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。

ワクチンは任意、差別をやめよう

3回目のワクチン接種が開始された。「2回で抗体ができる。1回でも効果はある。」と言われていたものが、3回目が必要だという。その説明にどのくらい説得力があるのだろうか。

2回接種しても感染するし、感染させる。感染防止効果は限定的とされているのに、ワクチンパスポートとか言って、接種証明がなければ行動に制限を加えるという。論理的に矛盾している。未接種者は差別していい、と呼びかけているようなものだ。しかもこのワクチン接種、任意とされているのだ。

今回の変異株は第5波のオメガ株よりも感染力が強いという触れ込みだが、入院が必要になる率は40%～50%少ないそうだ。人口の何%が感染して、その何%が治療困難になるのか、全く情報がない。ただただ「ワクチン接種が必要」と言うのみの宣伝に説得力は感じられない。手探りの対応を迫られたダイヤモンドプリンセス号から丸2年、治療経験の積み重ねで、対処方法は進化しているはずだ。感染しても治療が適正であれば過度に恐れる必要はない。

摂取しても感染する、しなくても感染する。ワクチンの副作用をリスクと感じるか、感染後の発症や重症化をリスクと考えるか、いずれにしても本人にとってのリスクでしかない。未接種者を排除する差別に根拠はない。正しい情報こそ、打つ・打たないの判断に必要だろう。

いじわるベンチ

近年、見た目を優先し、人にやさしくない造作物が氾濫している。それらは「排除アート」と呼ばれている。よく目にするものでは「ベンチ」がある。ベンチというにはあまりにもくつろげない構造の物が多くある。

かつて、あるファーストフードのチェーン店で、座面がわずかに前傾している椅子が備え付けられていた。なんとも座りづらい。長居なんてとてもできない。長居させないための工夫だった。排除アートだ。

町中にある一見普通のベンチ。座面の真ん中二か所くらいに手すりにも見える仕切りがある。私はいじわるベンチと呼んでいるが、排除アートは体を横たえることを許さない。持病や体調不良であっても横になれない。外回りの営業で疲れ果てても横になれない。幼児のおむつ替えにも不便この上ない。いつの頃から、何のために作られるようになってきたのか。

こんなベンチはやさしくない。人にやさしい町には人にやさしいベンチが必要だ。改善を求めて。

水道の水圧を有効利

市の施設で水道管から蛇口までを結給水化」を求めてきたが、ようやついた。

水道の水圧が高められて、都の引き込んだ水を施設内に直接配水するようになっている。にもかかわらず多くが貯水槽を設置し、屋上などに槽にポンプで水を送り、重力を利用方法を取っている。

この方法だと、貯水槽に給水したの水圧が失われ、電気を使って高圧送らなければならない。停電の際いか。貯水槽では消毒に使っているお水質維持や清掃はどうするのか。も費用が掛かる。直結給水だと蛇口する衛生的な水が来る。

無駄は省け、衛生を守れと求めて

市長選挙異議申し立てその後

市民が異議を申し立てた市長選挙から間もなく1年。11月にやっと一審（高裁）判決が出た。

「原告の請求を棄却する」というものだったが、「(池沢陣営の)法定ビラは違法」との判断が出た。法律では、選管が間違いを犯して、選挙の結果が変わった可能性があるときは選挙をやり直すことになっている。

判決は違法ビラが撒かれたのにそれを見過ごした選管の間違いは認めなかつた。また1,514票という小差だったにもかかわらず、最小でも4万枚近くになる違法ビラが2種類撒かれているのに、選挙の結果は変わらないという根拠のない判断もしている。

怪文書ならだれも信用しない。だから、ビラの内容を信用させるのに選管の信用を意識的に悪用した。それなのに、判決は「選管の信用なんて怪文書程度のもの」と言っているに等しい。

違法ビラは西東京市の世帯数（10万世帯）の4割に届けられている。しかも、1号2号の両方とも違法とされているから撒かれた枚数は2倍だ。新聞折込のほか、直接ポスティングされた分を加えれば西東京市の世帯数を超えるのではないか。

「ビラは違法」としながら、選管の管理の誤りを免罪し、違法ビラの影響を過小評価した判決に市民は納得していない。選管の信用の下に違法ビラが公然と撒かれるような選挙が二度と起こらないように、闘い続けることにしている。



用

直接結ぶ「直
やくその端緒に

道本管から引
らることができる
が、市の施設は
置いた高置水
用して配水する

時にせっかく
の水槽に水を
はどうなるの
塩素も抜ける。
メンテナンスに
まで都が管理

いる。

生活保護は権利

コロナ下で生活困窮者が増加している。そんな中で、国（厚生労働省）が「生活保護は権利」と改めて表明した。これを受けて札幌市は生活保護が受けられるケースを具体的に記したポスターを作った。それを参考にして野洲市が自分たちのポスターを作った。このポスターを見れば「こんなことでも受けられるの？」と感じる方も多いだろう。

自民党の国会議員を先頭に、地方議員も交えて吹き荒れた生活保護バッシングの嵐の中で、生活保護への偏見が植え付けられた。こんなことぐらいじや受けられないか、と諦めてしまった人も多いのではないか。生活保護への偏見が、困窮に陥った人たちの訴えをしにくくしている。人権を理解しないバッシング議員の責任は重い。

西東京市は「生活丸ごと相談窓口」を作り、窓口を広くして対応している。たいへん評価できるが、同時に生活困窮者に対する社会の偏見をなくし、窓口の敷居を低くしていくことが必要だ。

日本弁護士連合会が「生活保護から生活保障へ」と呼びかけている。生活保護は権利、と国が理解しているのならば、生活保障が国の義務だと考えてほしいものだ。

緊急事態条項と憲法

「改憲が必要だ」とする勢力が国会議員の多数（おそらく2/3以上）を占めている。いつ改憲の国会発議が行われても不思議ではない状況になっている。

改憲が必要と考える人たちの中には「加憲」という人もいる。憲法に書かれていないから加える必要があるというわけだが、憲法は「憲法に反する法律は無効」と書かれているが、憲法に違反しない法律は作ることができる。まさか「加憲」を主張する人たちは憲法に反する制度を作ろうとしているわけではないだろう。そうだとすれば、憲法の範囲の中で「法律」を作ればいい。

「改憲」の狙いは、現行憲法を自分たちに都合のいいように「改変」することにある。例えば9条。改憲の大きな目的の一つだ。変えようという人たちは自衛隊を憲法の中に位置づける必要があると主張する。しかし、この人たちは自衛隊を合憲としている。合憲の物を憲法に入れようというのだから論理が破綻している。憲法に違反しない法律は有効なのだ。

実は、無制限の権力を手にしようとの野望を持つ勢力は、9条と基本的人権、これらをまとめて取り除いてしまうために、政府が憲法の効力を停止できる項目「緊急事態条項」を入れようとしている。日本国憲法は衆議院が解散しているときに議会機能が止まること以外の緊急事態は想定していない。外交の破綻としての戦争を否定した以上、天変地異が唯一の緊急事態と言えるが、昨今の災害対策を見ると、地方自治体の機能を強化すれば十分に対処することができる。結局、「緊急事態条項」は「戦争」を想定した項目というしかなく。戦争するための条文であることははっきりしている。

「緊急事態条項」を使った歴史上の大事件は、言うまでもなくドイツにおけるナチス党（国家社会主義労働者党）の全権掌握だ。自作自演で緊急事態が作り出され、ヒットラーが総統となり権力をふるった。国内外の人々を塗炭の苦しみに叩き落したのだ。

日本でも戦前の大日本帝国憲法下で、天皇の非常大権の行使として何度も緊急事態条項が使われた。のちの大弾圧を可能にした「治安維持法改正」も、議会が否決したものを緊急事態条項で復活させたものだ。現行憲法では天皇にその機能はない。では、「緊急事態条項」を作ったら誰がそれを行使するのか。政府が非常事態を宣言し、内閣総理大臣が議会の決議を経ないで権力を行使する。必要な手立てはすべて内閣とその長である首相が決める。ナチスドイツで言えばヒットラーに当たる。そこでは一切の基本的人権、生存権すら否定された。緊急事態条項は憲法を無効にするのだ。

直近の選挙の投票率は56%、選挙制度が後押しして自民党は65%の議席を得ている。得票率は48%で、有権者総数の26.88%が支持しているにすぎない。この政党の長が緊急事態宣言の主となつてすべての人の基本的人権を停止する権限を持つ。背筋が寒くなる事態だ。

森の談話室

ご参加ください



今回の「森の談話室」は、下記の通り開催します。

日 時 2月11日(日)午後2時~4時30分

場 所 コール田無4階 会議室A

森の談話室では、ご参加くださった方の関心事をお聞きして、他の参加者の皆さんと一緒にそのことについて意見交換をするという進め方をしています。市政にかかわる課題にとどまらず、都や国の課題になることや、素朴な疑問でも結構です。自分のこんな考えはどうなんだろうか、と皆さんの意見を聞いて確かめることもできます。議会活動の参考にさせていただきます。